

広報

どうきょう消防

第2号

TOKYO FIRE NEWS



平成23年2月27日発行(年2回発行) 東京消防庁企画調整部広報課 〒100-8119 東京都千代田区大手町1-3-5 電話:03-3212-2111(代表) ホームページ: <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

主な
掲載内容

<2面> 家の中での幼児の事故に注意! 命を救うAED[AEDの使い方]
<3面> ついてて良かった!住宅用火災警報器 小中高生校合同防災訓練 こんなときに#7119[東京消防庁救急相談センター]
<4面> 消防博物館へGO! 災害時支援ボランティア募集 Miniコラム「誘導灯」 東京消防庁の乗り物 プレゼントコーナー

都民のみなさまの安心・安全のために…

「公表制度」始まります。

建物の安全に関する情報を都民のみなさまにお知らせする

「違反対象物の公表制度」が平成23年4月1日からスタートします。

この公表制度は、都民のみなさまに建物を安心してご利用いただくため、

また地域コミュニティと連携し地域全体の安全意識向上への

新たな取組みを進めていくために創設されたものです。

※写真はイメージです。

後を絶たない 消防法令違反。

平成13年に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災では、44名の尊い命が犠牲となりました。東京消防庁では、雑居ビルに対する防火安全対策を進めてきましたが、平成21年11月に杉並区高円寺南の雑居ビルにおいて死者4名、負傷者12名におよぶ火災が発生しました。

その後、雑居ビルに緊急一斉立入検査を実施し、消防法令違反の状況分析を行いました。その結果は、9割以上の建物で何らかの法令違反があり、飲食店では13.6%の店舗で厨房設備の清掃不良などの違反がありました。

都内の雑居ビルの多くでは、テナントが頻繁に変わることや経営者等の防火意識が希薄なため、違反が繰り返され、法令違反の状態で営業している店舗等が後を絶たない状況です。



<立入検査実施対象物の違反率>	
実施対象物数	2,702棟
違反対象物数	2,529棟
違反率	93.6%

※緊急一斉立入検査実施日
平成21年11月27日～
平成22年1月31日

火災の発生を 未然に防ぐ活動。

あらゆる火災に迅速的確に対応する消火活動とともに、火災の発生を未然に防ぐことは消防官の重要な任務です。建物や危険物施設に立ち入り、防火管理・消防設備の維持管理等の状況を検査し、重大な違反には行政処分などを実施して早期改善を進めています。

検査(防火査察)では、屋内消火栓や自動火災報知設備、スプリンクラー設備等が適切に設置されているか、防火管理や消防設備の維持管理等に違反はないか調べます。

この様に、みなさまの安心と安全のため、消火活動以外にも消防官が様々な形で活動しています。



消防法令違反の建物や店舗がホームページで確認できるようになります。

東京消防庁では、4月1日から建物や店舗を検査(防火査察)した結果、公表対象に該当した場合、東京消防庁ホームページや消防署等の窓口で公表します。

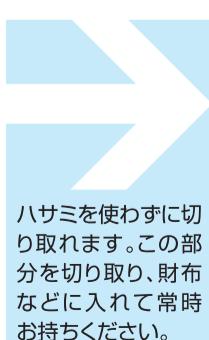
パソコンや携帯電話から消防法令違反の建物・店舗の情報を確認することができ、建物や店舗を安心して利用するときの目安となります。なお、携帯電話からは、6月1日から確認できるようになる予定です。



東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>

違反対象物の公表制度概要

1. 東京消防庁ホームページに掲載します。
2. 東京消防庁本部庁舎、管轄する消防署、消防分署及び消防出張所で閲覧できます。
- ◆重大な消防用設備等の未設置違反があることを通知後、14日経過しても当該違反がある場合(すべての防火対象物)
◆過去3年以内の防火管理等の繰り返し違反を通知後、2ヶ月経過しても当該違反がある場合(防火管理者の選任義務がある建物で遊技場、カラオケ店、飲食店、雑居ビル等の用途)



ハサミを使わずに切り取れます。この部分を切り取り、財布などに入れて常時お持ちください。

